



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 特定計量器の定期検査（生活安全安心課） 2
- 公共測量の実施の通知（農地農村整備課） 3
- 民有保安林の指定の予定（森林管理課） 3
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） 3
- 土砂災害警戒区域の指定・3件（海岸防災課） 3
- 土砂災害警戒区域の指定の解除・3件（海岸防災課） 5
- 土砂災害特別警戒区域の指定・3件（海岸防災課） 6
- 土砂災害特別警戒区域の一部についての指定の解除・2件（海岸防災課） 7
- 土砂災害特別警戒区域の全部についての指定の解除（海岸防災課） 7
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（南部土木事務所） 8

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定（管財課） 8
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 8

訓 令

- 沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課） 9

公安委員会事項

- 沖縄県道路交通法施行細則及び特定講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則 9
- 沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則 22
- 沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第3条の規定により、電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする手続等 25
- 沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第4条第1項及び第7条第1項に規定する公安委員会が定める技術的基準、第4条第2項に規定する公安委員会が定める入力、同条第3項ただし書に規定する公安委員会の指定する当該申請等を行ったものを確認するための措置、第5条に規定する公安委員会が定める措置、第8条第2号に規定する公安委員会が定めるところにより行う届出及び第6条第1項の規定に該当する場合における書面等への数字等の表示 52
- 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の規定による安全対策優良海域レジャー提供業者の指定 52
- 沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第4条第2項に規定する警察本部長が定める入力、同条第3項ただし書に規定する警察本部長の指定する当該申請等を行ったものを確認するための措置、第5条に規定する警察本部長が定める措置、第8条第2号に規定する警察本部長が定めるところにより行う届出及び第6条第1項の規定に該当する場合における書面等への数字等の表示 53
- 沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第4条第1項に規定する沖縄県警察本部長が定める技術的基準、同項に規定する沖縄県警察本部長が必要と認める事項、同条第7項ただし書に規定する措置及び同規則第7条第1項第2号に規定する措置並びに同規則第9条の規定により定める同規則第8条の規定に該当する場合における書面等への番号等の表示の廃止 53

告 示

沖縄県告示第458号

計量法（平成 4 年法律第51号）第19条第 1 項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和 7 年12月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
中城村	令和 8 年 1 月23日（金曜日） 午前10時から午後 3 時まで	中城村農村環境改善センター
うるま市勝連内間、勝連津堅、勝連南風原、勝連浜、勝連比嘉、勝連平敷屋、勝連平安名、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋慶名、与那城屋平及び与那城	令和 8 年 2 月 4 日（水曜日） 午前10時から午後 2 時まで	キャロット愛ランドマリントーナール
	令和 8 年 2 月13日（金曜日） 午前10時から午後 3 時まで	うるま市勝連地区公民館（シビックセンター）
北中城村	令和 8 年 2 月 9 日（月曜日） 午前10時から午後 3 時まで	北中城村商工業研修等施設
南城市玉城字親慶原、玉城字垣花、玉城字仲村渠、玉城字百名、玉城字玉城、玉城字中山、玉城字奥武、玉城字志堅原、玉城字堀川、玉城字富里、玉城字當山、玉城字屋嘉部、玉城字糸数、玉城字喜良原、玉城字船越、玉城字愛地、玉城字前川、佐敷字津波古、佐敷字小谷、佐敷字新里、佐敷字兼久、佐敷字佐敷、佐敷字手登根、佐敷字伊原、佐敷字屋比久、佐敷字富祖崎、佐敷字仲伊保、佐敷字新開及び字つきしろ	令和 8 年 2 月18日（水曜日） 午前10時から午後 3 時まで	南城市大里農村環境改善センター
	令和 8 年 2 月20日（金曜日） 午前10時から午後 3 時まで	南城市老人福祉センター
与那原町	令和 8 年 2 月25日（水曜日） 午前10時から午後 3 時まで	与那原町上の森かなちホール
南風原町	令和 8 年 3 月 2 日（月曜日） 午前10時から午後 3 時まで	南風原町立中央公民館
うるま市（勝連内間、勝連津堅、勝連南風原、勝連浜、勝連比嘉、勝連平敷屋、勝連平安名、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋慶名、与那城屋平及び与那城）、南城市（玉城字親慶原、玉城字垣花、玉城字仲村渠、玉城字百名、玉城字玉城、玉城字中山、玉城字奥武、玉城字志堅原、玉城字堀川、玉城字富里、玉城字當山、玉城字屋嘉部、玉城字糸数、玉城字喜良原、玉城字船越、玉城字愛	令和 8 年 3 月 4 日（水曜日） 午前 9 時から午後 4 時まで	沖縄県計量検定所

地、玉城字前川、佐敷字津波古、佐敷字小谷、佐敷字新里、佐敷字兼久、佐敷字佐敷、佐敷字手登根、佐敷字伊原、佐敷字屋比久、佐敷字富祖崎、佐敷字仲伊保、佐敷字新開及び字つきしろ）、北中城村、中城村、与那原町及び南風原町		
--	--	--

注意 検査時間のうち、午後零時から午後1時までの間については、検査を行わない。

検査の最終受付時刻は、終了時刻の30分前とする。

- 2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査 実施なし

沖縄県告示第459号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県南部農林土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年12月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 石垣市字大浜及び字宮良（大座地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和7年12月1日から令和8年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第460号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和7年12月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定予定保安林の所在場所 国頭郡本部町字渡久地与那城原748番
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第461号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局南部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年12月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 宜野湾市字地泊から大山七丁目まで
- 2 公共測量を実施する期間 令和7年11月27日から令和8年3月13日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量、水準測量、路線測量及び現地測量）

沖縄県告示第462号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和 7 年12月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
吉原(1)	北谷町字吉原及び字大村のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
吉原(7)	北谷町字吉原のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
吉原(10)	北谷町字吉原のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
吉原(11)	北谷町字吉原、字大村及び字玉上のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第463号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和 7 年12月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
島袋(1)－2	北中城村字島袋のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
島袋(1)－3	北中城村字島袋のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第464号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和 7 年12月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大平(2)－1	浦添市字大平及び大平二丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
牧港(4)	浦添市牧港二丁目及び牧港三丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

安波茶(3)ー 1	浦添市経塚一丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
-----------	--	---------

沖縄県告示第465号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和 7 年12月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
吉原(1)	北谷町字吉原及び字大村のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
吉原(7)	北谷町字吉原のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
吉原(10)	北谷町字吉原のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
吉原(11)	北谷町字吉原、字大村及び字玉上のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第466号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和 7 年12月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
島袋(1)ー 2	北中城村字島袋のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
島袋(1)ー 3	北中城村字島袋のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第467号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和 7 年12月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
島袋(1)－2	北中城村字島袋のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
島袋(1)－3	北中城村字島袋のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第468号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和 7 年12月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
吉原(1)	北谷町字吉原及び字大村のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
吉原(7)	北谷町字吉原のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
吉原(10)	北谷町字吉原のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
吉原(11)	北谷町字吉原、字大村及び字玉上のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。）

沖縄県告示第469号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和 7 年12月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
島袋(1)－2	北中城村字島袋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
島袋(1)－3	北中城村字島袋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）

沖縄県告示第470号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和 7 年12月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
大平(2)－1	浦添市字大平及び大平二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
安波茶(3)－1	浦添市経塚一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第471号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害特別警戒区域の一部について指定を次のとおり解除する。

令和 7 年12月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
吉原(1)	北谷町字吉原及び字大村のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
吉原(7)	北谷町字吉原のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
吉原(10)	北谷町字吉原のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
吉原(11)	北谷町字吉原、字大村及び字玉上のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。）

沖縄県告示第472号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害特別警戒区域の一部について指定を次のとおり解除する。

令和 7 年12月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
島袋(1)－2	北中城村字島袋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
島袋(1)－3	北中城村字島袋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）

沖縄県告示第473号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害特別警戒区域の全部について指定を次のとおり解除する。

令和 7 年12月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
牧港(4)	浦添市牧港二丁目及び牧港三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第474号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和 7 年12月12日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第 1 項第 5 号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和 7 年10月30日
- 3 指定に係る道路の位置 豊見城市字豊見城宜保原532番 1
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 20.50メートル
 - (2) 幅員 4.50～5.50メートル

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 7 年12月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 執務用机、執務用椅子及びキャスター付きワゴン（旧県立図書館分）一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県総務部管財課 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
- 3 落札者を決定した日 令和 7 年11月17日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社オキジム 代表取締役 新里哲郎 浦添市字港川458番地
- 5 落札金額 53,900,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和 7 年10月 7 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 7 年12月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 7 年 2 月28日 沖縄県指令土第82号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字富盛添坂原1245番 2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山1285番地 7 サンテラス津嘉山702 玉城尚丈、南風原町字津嘉山1285番地 7 サンテラス津嘉山702 玉城好美
- 5 検査済証番号 令和 7 年12月2日 第5029号
- 6 工事完了年月日 令和 7 年10月30日

訓 令

沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年12月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員服務規程（昭和47年沖縄県訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項中第 4 号を第 5 号とし、第 1 号から第 3 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 午前 7 時から午後 3 時45分までの間における 7 時間45分

第 8 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(6) 午前10時から午後 6 時45分までの間における 7 時間45分

附 則

この訓令は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第14号

沖縄県道路交通法施行細則及び特定講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年12月12日

沖縄県公安委員会

沖縄県道路交通法施行細則及び特定講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則

（沖縄県道路交通法施行細則の一部改正）

第 1 条 沖縄県道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第16条の 2」を「第16条」に、「第16条の 3—第16条の 5」を「第16条の 2—第16条の 4」に改める。

第 7 条第12項中「廃棄」の次に「（第 8 項に規定する場合にあっては、当該駐車許可証に係る電磁的記録を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル及びその者の管理する電磁的記録媒体から消去）」を加え、同項を同条第13項とし、同条第 9 項から第11項までを 1 項ずつ繰り下げ、同条第 8 項中「前項」を「第 7 項」に改め、「当該駐車許可証」の次に「（前項に規定する場合にあっては、当該駐車許可証を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したもの）」を加え、「場所に掲出」を「箇所に掲示」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項の次に次の 1 項を加える。

8 前項の駐車許可証の交付が電子情報処理組織（沖縄県警察の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と駐車許可証の交付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行われた場合は、当該駐車許可証の交付を受けた者は、次項の規定に基づく掲示を行う目的その他の正当な目的のために当該駐車許可証の複製を作成するときであって当該複製が当該駐車許可証の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体に記録されるときを除き、当該駐車許可証に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

第14条を削る。

第15条第 2 項中「様式第 9 号」を「様式第 8 号」に、「様式第 9 号の 2」を「様式第 9 号」に改め、同条を第14条とする。

第16条を第15条とし、第16条の 2 を第16条とし、第 6 章中第16条の 3 を第16条の 2 とし、第16条の 4 を第16条の 3 とし、第16条の 5 を第16条の 4 とする。

様式第 7 号及び様式第 7 号の 2 を次のように改める。

様式第 7 号（第13条関係）

安全運転管理者に関する届出書									
公安委員会 殿					年 月 日				
安全運転管理者を選任、解任 届出記載事項（①・③・⑤・⑨）を変更 }したので お届けします。					①届出者の氏名又は法人の 名称及び代表者の氏名 〒 住所 （電話 ）				
②選任年月日		年 月 日			⑨ 使用の本 拠	名 称		（ふりがな）	
③ 安全運転管理者 氏 名		（ふりがな）				位 置			
④ 資 格 要 件		生年月日 （年齢）	大 昭 年 月 日 平 （ 歳）			業種別		1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他（ ）	
		運 転 の 管 理 経 験 3							
⑤ 職 務 上 の 地 位		1 使用者 2 課長以上 3 係長 4 主任 5 その他（ ）				⑩ 自 動 車 台 数		乗 用 貨 物 大 中 準 普 大 中 準 普 大 小 大 普 型 型 型 通 型 型 型 通 型 特 特 二 通 計 型 型 型 通 型 型 型 通 軽 殊 殊 輪 輪	
⑥ 安全運転管理者 が 運 転 免 許 を 持 っ て い る 場 合		免許の種類							
		免許年月日							
⑦ 安全運転管理者 の 勤 務 の 態 様		勤 務		日勤 隔日 その他（ ）		⑪ 運 転 者 数		免 許 大 中 準 普 大 大 普 小 種 別 型 型 型 通 特 自 自 特 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 計 種 種 種 種 種 種 種 種 種 種 種 種	
		副安全運転 管理者の有無		あり（ ） 名） なし					
⑧（安全運転 管理に 関する 略経 歴）		勤務時間	勤務所名		職務上の 地 位		業務内容		
		自 . . . 至 . . .							
		自 . . . 至 . . .							
		自 . . . 至 . . .							
		自 . . . 至 . . .							
⑫ 前管 安 全 理 運 転 者 解 任 年 月 日 年 月 日 氏 名 解 任 1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 減車 事 由 6 その他（ ）									
備 考									

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第7号の2（第13条関係）

副安全運転管理者に関する届出書										
					年 月 日					
公安委員会 殿										
副安全運転管理者を選任、解任 届出記載事項（①・③・⑤・⑨）を変更 } したので お届けします。					①届出者の氏名又は法人の 名称及び代表者の氏名 〒 住所 (電話)					
②選任年月日		年 月 日			⑨ 使用の本拠 の 本 拠 の 使用の本拠における自動車台数・運転者数	⑩乗用貨物		大 小 大 普		計
③副安全運転管理者氏名		(ふりがな)				名 称		(ふりがな)		
④資 格 要 件		生年月日	大 昭 年 月 日 平 平 (歳)			位 置				
		1 運転の管理 経験 1 年 以 上	2 運転の経験 期 間 3 年 以 上	3 公安委員 会の認定		安全運転 管理者の氏名				
						業種別		1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他()		
⑤職務上の地位		1 使用者 2 課長以上 3 係長 4 主任 5 その他()			⑪自動車台数		大 中 準 普 大 中 準 普 大 小 大 普		計	
⑥副安全運転管理者が運転免許を持っている場合		免許の種類			⑩自動車台数		大 中 準 普 大 中 準 普 大 小 大 普			
		免許年月日		..	⑪運転者数		免 大 中 準 普 大 大 普 小 許 型 型 型 型 型 型 型 特 特 二 二 種 種 種 種 種 種 種 種 種 種 別 種 種 種 種 種 種 種 種 種 種			
⑦副安全運転管理者の勤務の態様		勤 務		日勤 隔日 その他 ()	⑩自動車台数		大 中 準 普 大 大 普 小 型 型 型 型 型 型 型 特 特 二 二 種 種 種 種 種 種 種 種 種 種		計	
⑧(運転安全管理に関する経歴) 副安全運転管理者の勤務の態様		他の副安全運転管理者の有無		あり(名) なし	⑪運転者数		免 大 中 準 普 大 大 普 小 許 型 型 型 型 型 型 型 特 特 二 二 種 種 種 種 種 種 種 種 種 種			
		勤務時間		勤務所名	職務上の地位	業務内容		⑩乗用貨物		計
		自 ..						大 中 準 普 大 大 普 小		
		至 ..						型 型 型 型 型 型 型 特 特 二 二		
		自 ..						種 種 種 種 種 種 種 種 種 種		
至 ..						⑪運転者数		免 大 中 準 普 大 大 普 小 許 型 型 型 型 型 型 型 特 特 二 二 種 種 種 種 種 種 種 種 種 種		
至 ..						⑩乗用貨物		大 中 準 普 大 大 普 小		計
自 ..						⑪運転者数		免 大 中 準 普 大 大 普 小 許 型 型 型 型 型 型 型 特 特 二 二 種 種 種 種 種 種 種 種 種 種		
至 ..						⑩乗用貨物		大 中 準 普 大 大 普 小		
自 ..						⑪運転者数		免 大 中 準 普 大 大 普 小 許 型 型 型 型 型 型 型 特 特 二 二 種 種 種 種 種 種 種 種 種 種		
備 考										

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
様式第8号及び様式第8号の2を削る。

様式第 9 号中「第15条」を「第14条」に改め、同様式を様式第 8 号とする。
 様式第 9 号の 2 中「第15条」を「第14条」に改め、同様式を様式第 9 号とする。
 様式第10号中「第15条」を「第14条」に改める。
 様式第11号中「第15条」を「第14条」に改める。
 様式第12号中「第16条」を「第15条」に改める。
 様式第12号の 2 中「第16条の 2」を「第16条」に改める。
 様式第12号の 3 中「第16条の 3」を「第16条の 2」に改める。
 様式第12号の 4 中「第16条の 3」を「第16条の 2」に改める。
 様式第12号の 5 中「第16条の 4」を「第16条の 3」に改める。
 様式第12号の 6 中「第16条の 4」を「第16条の 3」に改める。
 様式第12号の 7 中「第16条の 5」を「第16条の 4」に改める。
 様式第12号の 8 中「第16条の 5」を「第16条の 4」に改める。
 様式第15号及び様式第15条の 2 を次のように改める。

様式第15号（第19条の 2 関係）

（表）

運転経歴証明書交付等申請書（申請・再交付）

沖縄県公安委員会 殿

年 月 日

フリガナ			
氏 名			
生年月日	大正・昭和・平成	年	月 日
連 絡 先	自宅・勤務先・携帯		
住 所			

運転経歴証明書及び運転経歴情報記録
個人番号カードのうち現に有するもの

運転経歴証明書・運転経歴情報記録個人番号カード

運転経歴証明書及び運転経歴情報記録
個人番号カードのうち手続終了後に
有することを希望するもの

運転経歴証明書・運転経歴情報記録個人番号カード

再交付を申請する理由

亡失・滅失・盗難・その他（ ）

記載事項の変更の有無

有 ・ 無

※住所、氏名等が変わった方は、変更事項のみ記入してください。

記 載 事 項	変 更 し た	新フリガナ	
		新 氏 名	

変更届	い		
	情報	新 住 所	

-----この線から下は、記入しないでください。-----

申請取消年月日 (処分番号)	年 月 日 処分番号()	運転経歴証明書番号 運転経歴情報記録番号	
-------------------	------------------	-------------------------	--

職員用MNC確認欄	備 考
☐ 本人確認 ☐ マイナ有効期限 [年 月 日] 有効・失効	【署名】 【経歴証明書番号】

(裏)

右 の 枠 内 に 証 紙 を 貼 り 付 け て く だ さ い 。	手数料（沖縄県証紙）
--	------------

申立書

- ☐ 私は（免許証・マイナ免許証・経歴証明書・マイナ経歴証明書）を亡失・滅失しました。
- ☐ 私は（免許証・マイナ免許証・経歴証明書・マイナ経歴証明書）を盗難に遭いました。
- ☐ その他（ ）

私は、不正に再交付（再記録）を受けて運転経歴証明書を2通持つことが禁止されていることや、亡失又は滅失した運転経歴証明書を発見した時には、速やかに返納しなければならないことは知っています。

これに違反しないことを誓います。	署名
-------------------------	-----------

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第15号の2（第19条の2関係）

運転経歴証明書等記載事項変更届							
沖縄県公安委員会 殿		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">届出年月日</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">電 話 番 号</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>		届出年月日	年 月 日	電 話 番 号	
届出年月日	年 月 日						
電 話 番 号							
現在の登録内容	フリガナ		大正・昭和・平成				
	氏 名		生年月日				
	住 所						
	運転経歴証明書番号						
	運転経歴情報記録番号						
◎変更する箇所のみ記入してください。（変更後）							
記載事項変更届	新フリガナ						
	新 氏 名						
	新 住 所						
-----この線から下は、記入しないでください。-----							

確認書類	☐ 住民票の写し ☐ 公的郵便物等 ☐ マイナンバーカード
	☐ 行政区画変更通知書 ☐ その他（ ）

51：記変＋処理区分	1：住所	2：氏名	3：住所＋氏名	8：呼び名修正
------------	------	------	---------	---------

※生年月日変更の場合は、運転経歴証明書を作成する必要があるので、電算登録窓口へ案内すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第20号を次のように改める。

様式第20号（第28条関係）

取消処分者講習受講申請書	
年 月 日	
沖縄県公安委員会 殿	
申請者	フリガナ
	氏 名
	生 年 月 日
	本籍（国籍）
	住 所
希 望 す る 講 習 の 区 分 四輪 ・ 二輪 ・ 原付	
仮運転免許証の有無 有 ・ 無	
仮運転免許証を発行している公安委員会名 公安委員会	
仮運転免許証の番号	
-----この線から下は、記入しないでください。-----	
免許欠格期間満了の日	
資格確認事項	○ 欠格期間の確認 ○ 準中型免許、普通免許を希望する者は、仮免許証の取得と提示 ○ 大特、二輪、原付を希望する者は、本籍地記載の住民票抄本1通の提示 ○ 写真2葉（縦3センチメートル×横2.4センチメートル、無帽、正面、無背

	景で申請前 6 月以内に撮影したもの) を提出
(証紙貼付欄)	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

2 沖縄県警察運転免許センターで受講する場合には、証紙を貼付すること。

様式第24号及び様式第25号を次のように改める。

様式第24号 (第28条関係)

指定自動車教習所職員講習受講申請書	
年 月 日	
沖縄県公安委員会 殿	
受 講 者	受講予定者 I D
	氏 名
	生 年 月 日
	住 所
講習区分 (該当に ○印)	1 教習指導員講習 2 技能検定員講習 3 副管理者講習
-----この線から下は、記入しないでください。-----	
教習所名	
講習期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
講習場所	
(証紙貼付欄)	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第25号（第28条関係）

初心運転者講習受講申請書		
年 月 日		
沖縄県公安委員会 殿		
申 請 者	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
	住 所	
-----この線から下は、記入しないでください。-----		
講習の年月日		
講習の場所		
初 心 運 転 者 講 習 に 係 る 免 許 の 種 類 等	免 許 証 番 号	第 号
	交 付 年 月 日	年 月 日
	免許情報記録番号	第 号
	記 録 年 月 日	年 月 日
	免 許 の 種 類 (講習対象)	
備 考	通知番号	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第37号の 5 を次のように改める。

様式第37号の 5（第31条の 5 関係）

運転免許取得者等教育変更届出書

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

住所

届出者

氏名

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第7条第1項又は第3項の規定により変更の届出をします。

運転免許取得者等教育
に使用している施設
の 名 称

運転免許取得者等教育
に使用している施設
の 所 在 地

変更する記載事項又は
添 付 書 類 の 内 容

変更後の記載事項又は
添 付 書 類 の 内 容

変 更 日

備 考

備考1 届出者が法人であるときは、届出者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第37号の12を次のように改める。

様式第37号の12（第31条の12関係）

運転免許取得者等検査変更届出書

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

住所 届出者 氏名	
運転免許取得者等検査の認定に関する規則第8条第1項又は第3項の規定により変更の届出をします。	
運転免許取得者等検査 に使用している施設 の 名 称	
運転免許取得者等検査 に使用している施設 の 所 在 地	
変更する記載事項又は 添 付 書 類 の 内 容	
変更後の記載事項又は 添 付 書 類 の 内 容	
変 更 日	
備 考	

備考 1 届出者が法人であるときは、届出者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
(特定講習の実施等に関する規則の一部改正)

第2条 特定講習の実施等に関する規則（平成27年沖縄県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第15条関係）

取消処分者講習実施結果報告書	
年 月 日	
沖縄県公安委員会 殿	指定講習機関名 管理者

下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習を 年 月 日に終了したので報告する。

番号	フリガナ 氏 名	生 年 月 日	住 所	終了証明書 番 号	指導員 氏 名

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第10号を次のように改める。

様式第10号（第21条関係）

初心運転者講習結果報告書

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

指定講習機関名
管理者

下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習を 年 月 日に終了したので報告する。

番号	氏 名 生 年 月 日	住 所	性別	免許の 種 類	免許証番号 免許情報記録番号	講 習 指導員名	効果測定 結 果

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第15号を次のように改める。

様式第15号（第35条関係）

若年運転者講習結果報告書

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

指定講習機関名
管理者

下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を 年 月 日に終了したので報告する。

番号	氏 名 生 年 月 日	住 所	性別	免許の 種 類	免 許 証 番 号 免許情報記録番号	講 習 指導員名

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年12月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の沖縄県道路交通法施行細則に規定する様式による申請、届出又は報告については、同条の規定による改正後の沖縄県道路交通法施行細則に規定する様式にかかわらず、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

沖縄県公安委員会規則第15号

沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則を次のように定める。

令和7年12月12日

沖縄県公安委員会

沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年沖縄県公安委員会規則第8号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）第11条並びに沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年沖縄県条例第34号。以下「条例」という。）第3条第1項、第4条第1項及び第6条第1項の規定に基づき、公安委員会等に係る行政手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公安委員会等 沖縄県公安委員会（以下「公安委員会」という。）、沖縄県警察本部長（以下「警察本部長」という。）及び警察署長をいう。
- (2) 法令 法律、法律に基づく命令、条例及び公安委員会が定める規則その他の規程をいう。
- (3) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

- (4) 電子証明書 申請等をする者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。
- (5) 申請等 申請、届出その他の法令の規定に基づき公安委員会等に対して行われる通知をいう。
- (6) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令の規定に基づき公安委員会等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。
（手続等の公示）

第3条 公安委員会は、公安委員会等がこの規則の規定により電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする手続等について、あらかじめ、当該手続等の根拠となる法令の名称及び条項並びに当該使用を開始する日を公示するものとする。

（電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等）

第4条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）第6条第1項又は条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織（公安委員会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をするものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第6条において同じ。）を使用する方法により申請等を行うものは、申請等を行うものの使用に係る電子計算機であって公安委員会が定める技術的基準に適合するもの（次項において「申請者の電子計算機」という。）から、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を入力し、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行うものは、公安委員会又は警察本部長の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又は記載すべき、若しくは記録すべき事項を申請者の電子計算機から入力（書面等に記載されている又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読取装置を用いてファイルに記録する場合を含む。）しなければならない。

3 前2項の規定により申請等を行うものは、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会又は警察本部長の指定する当該申請等を行ったものを確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

(2) 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書

(3) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

4 公安委員会等は、第1項及び第2項の規定により申請等を行うものが、同項に規定する事項を入力する場合において、当該申請等を行うものの定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

5 法令の規定に基づき同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第1項及び第2項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等に記載されている又は記載すべき事項が入力されたものとみなす。

（申請等に係る署名等に代わる措置）

第5条 法第6条第4項及び条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（前条第3項に定める電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置その他申請等を行ったものを確認するための措置として公安委員会又は警察本部長が定める措置とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第6条 法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 申請等をするものについて対面により本人確認をするべき事情があると公安委員会、警察本部長又は

警察署長が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものと公安委員会、警察本部長又は警察署長が認める場合

(3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定による入力が困難である場合

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが、不可能な場合又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

2 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から 1 週間以内にしなければならない。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第 7 条 公安委員会等は、法第 7 条第 1 項及び条例第 4 条第 1 項の規定により電子情報処理組織（公安委員会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と処分通知等を受けるものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項、第 8 条及び第 10 条において同じ。）を使用する方法により処分通知等を行う場合（当該処分通知等を受けるものがあらかじめ当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の表示をした場合に限る。）には、公安委員会等の使用する電子計算機から当該処分通知等の内容を入力し、処分通知等を受けるものの使用に係る電子計算機であって公安委員会が定める技術的基準に適合するものを介して処分通知等を行わなければならない。

2 前項の場合において、公安委員会等は、公安委員会又は警察本部長が別に定める場合を除き、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第 8 条 法第 7 条第 1 項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の公安委員会又は警察本部長の定めるところにより行う届出

（処分通知等に係る署名等に代わる措置）

第 9 条 法第 7 条第 4 項及び条例第 4 条第 4 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置その他処分通知等を行ったものを確認するための措置として公安委員会又は警察本部長が定める措置とする。

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第 10 条 法第 7 条第 5 項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受けるものについて対面により本人確認をする必要があると公安委員会、警察本部長又は警察署長が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものと公安委員会、警察本部長又は警察署長が認める場合

（電磁的記録による作成等）

第 11 条 公安委員会等は、条例第 6 条第 1 項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって記録する方法によるものとする。

（作成等に係る署名等に代わる措置）

第 12 条 条例第 6 条第 3 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、作成等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて添付する措置とする。

（補則）

第 13 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、公安委員会又は警察本部長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年12月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にされた申請等に対するこの規則による改正前の沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第 4 条第 6 項の適用については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第 6 条第 2 項の規定は、同項に規定する日がこの規則の施行の日以後である申請等について適用する。

沖縄県公安委員会告示第239号

沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和 7 年沖縄県公安委員会規則第15号）第 3 条の規定により、電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする手続等を次のとおり告示する。

令和 7 年12月12日

沖縄県公安委員会

- 1 電子情報処理組織を使用して行わせる手続等並びに手続等の根拠となる法令の名称及び条項

電子情報処理組織を使用して行わせる手続等	手続等の根拠となる法令の名称	条項
風俗営業の許可の申請	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）	第 5 条第 1 項
風俗営業許可証の再交付の申請		第 5 条第 4 項
風俗営業者の相続承認の申請		第 7 条第 1 項
風俗営業者の相続承認による許可証の書換えの申請		第 7 条第 5 項
風俗営業者の合併承認の申請		第 7 条の 2 第 1 項
風俗営業者の合併承認による許可証の書換えの申請		第 7 条の 2 第 3 項
風俗営業者の分割承認の申請		第 7 条の 3 第 1 項
風俗営業者の分割承認による許可証の書換えの申請		第 7 条の 3 第 3 項
風俗営業の構造設備の変更承認申請		第 9 条第 1 項
風俗営業の許可申請書記載事項の変更の届出		第 9 条第 3 項第 1 号
風俗営業の構造設備の軽微な変更の届出		第 9 条第 3 項第 2 号
許可申請書記載事項変更による風俗営業の許可証の書換えの申請		第 9 条第 4 項
特例風俗営業者の構造設備の変更の届出		第 9 条第 5 項
風俗営業の許可証の返納		第10条第 1 項
特例風俗営業者の認定申請		第10条の 2 第 2 項
特例風俗営業者の認定証の再交付の申請		第10条の 2 第 5 項

特例風俗営業者の認定証の返納	第10条の2第7項
遊技機の増設、交替その他の変更承認の申請	第20条第10項
遊技機その他の軽微な変更の届出	同上
オンライン管理者講習の申込み	第24条第6項
店舗型性風俗特殊営業の営業開始の届出	第27条第1項
店舗型性風俗特殊営業の廃止の届出	第27条第2項
店舗型性風俗特殊営業の届出書記載事項変更の届出	同上
店舗型性風俗特殊営業の営業停止の標章の取り除きの申請	第31条第2項及び第3項
無店舗型性風俗特殊営業の営業開始の届出	第31条の2第1項
無店舗型性風俗特殊営業の廃止の届出	第31条の2第2項
無店舗型性風俗特殊営業の届出書記載事項の変更の届出	同上
受付所営業の営業停止の標章の取り除きの申請	第31条の5第3項
映像送信型性風俗特殊営業の営業開始の届出	第31条の7第1項
映像送信型性風俗特殊営業の廃止の届出	第31条の7第2項
映像送信型性風俗特殊営業の届出書記載事項の変更の届出	同上
店舗型電話異性紹介営業の営業開始の届出	第31条の12第1項
店舗型電話異性紹介営業の廃止の届出	第31条の12第2項
店舗型電話異性紹介営業の届出書記載事項変更の届出	同上
店舗型電話異性紹介営業の営業停止の標章の取り除きの申請	第31条の16第2項及び第3項
無店舗型電話異性紹介営業の営業開始の届出	第31条の17第1項
無店舗型電話異性紹介営業の廃止の届出	第31条の17第2項
無店舗型電話異性紹介営業の届出書記載事項変更の届出	同上
特定遊興飲食店営業の許可の申請	第31条の23
特定遊興飲食店営業の許可証の再	同上

交付の申請		
特定遊興飲食店営業者の相続承認の申請		同上
特定遊興飲食店営業者の相続承認による許可証の書換えの申請		同上
特定遊興飲食店営業者の合併承認の申請		同上
特定遊興飲食店営業者の合併承認による許可証の書換えの申請		同上
特定遊興飲食店営業者の分割承認の申請		同上
特定遊興飲食店営業者の分割承認による許可証の書換えの申請		同上
特定遊興飲食店営業の構造設備の変更承認申請		同上
特定遊興飲食店営業の許可申請書記載事項の変更の届出		同上
特定遊興飲食店営業の構造設備の軽微な変更の届出		同上
特定遊興飲食店営業の許可申請書記載事項変更による許可証の書換え		同上
特例特定遊興飲食店営業者の構造設備の変更の届出		同上
特定遊興飲食店営業の許可証の返納		同上
特例特定遊興飲食店営業者の認定申請		同上
特例特定遊興飲食店営業者の認定証の再交付の申請		同上
特例特定遊興飲食店営業者の認定証の返納		同上
深夜酒類提供飲食店営業の営業開始の届出		第33条第 1 項
深夜酒類提供飲食店営業の営業廃止の届出		第33条第 2 項
深夜酒類提供飲食店営業の届出書記載事項変更の届出		同上
少年補導員の立入りの報告		第38条の 2 第 3 項
風俗営業者等の団体の届出		第44条第 1 項
管理者講習の欠席の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年 国家公安委員会規則第 1 号）	第40条第 2 項
店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付の申請		第45条

店舗型性風俗特殊営業届出確認書の返納		第46条
無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付の申請		第55条第 2 項
無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の返納		同上
映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付の申請		第61条第 2 項
映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の返納		同上
店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付の申請		第66条第 2 項
店舗型電話異性紹介営業届出確認書の返納		同上
無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付の申請		第72条第 2 項
無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の返納		同上
風俗環境浄化協会の指定の申請	風俗環境浄化協会等に関する規則 (昭和60年国家公安委員会規則第 3 号)	第 1 条第 1 項
風俗環境浄化協会の名称の変更等		第 3 条第 1 項
都道府県風俗環境浄化協会の事業計画書及び収支予算書の提出		第 5 条第 1 項
都道府県風俗環境浄化協会の事業報告書及び収支決算書の提出		第 5 条第 2 項
遊技機の認定申請	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第 4 号）	第 1 条第 1 項
遊技機の検定申請		第 7 条第 1 項
公安委員会の確認の申請		第 7 条の 2 第 2 項
確認申請書等の記載事項変更の届出		第 7 条の 2 第 4 項
製造廃止の届出		第 7 条の 2 第 5 項
古物商・古物市場主の許可申請	古物営業法（昭和24年法律第108	第 5 条第 1 項

	号)	
許可証の亡失届出・再交付申請		第 5 条第 4 項
古物商等の許可事項の変更届出 (事前届出)		第 7 条第 1 項
古物商等の許可事項の変更届出及 び許可証の書換申請		第 7 条第 2 項及び第 5 項
許可証の返納		第 8 条第 1 項及び第 3 項
競り売りの届出		第10条第 1 項
競り売りの届出 (送信元識別符号 等)		第10条第 3 項
古物競りあっせん業の開始の届出		第10条の 2 第 1 項
古物競りあっせん業の廃止の届出		第10条の 2 第 2 項
古物競りあっせん業の届出書記載 事項変更の届出		同上
帳簿等の亡失等の届出		第18条第 2 項
古物市場主の変更後の規約の提出	古物営業法施行規則 (平成 7 年国家 公安委員会規則第10号)	第 6 条
古物競りあっせん業者の認定申請		第19条の 4 第 1 項
認定古物競りあっせん業者の業務 実施方法の変更の届出		第19条の 9 第 2 項
外国古物競りあっせん業者の認定 申請		第19条の11第 1 項
認定外国古物競りあっせん業者の 廃止届出		第19条の13第 1 項第 1 号
認定外国古物競りあっせん業者の 変更届出		第19条の13第 1 項第 2 号
認定外国古物競りあっせん業者の 業務実施方法の変更の届出		第19条の13第 1 項第 3 号
盗品売買等防止団体の承認申請		第22条第 1 項
盗品売買等防止団体の名称等の変 更届出 (事前届出)		第25条第 1 項

盗品売買等防止団体の変更届出		第25条第 4 項
盗品売買等防止団体の業務規程等の認可申請		第25条第 5 項
盗品売買等防止団体の事業報告（事業計画書及び収支予算書）		第26条第 1 項
盗品売買等防止団体の事業報告（事業報告書及び収支計算書）		第26条第 2 項
盗品売買等防止団体の廃止届出		第28条第 1 項
猟銃用火薬類等の譲渡・譲受許可証の書換えの申請	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）	第17条第 7 項
猟銃用火薬類等の譲渡・譲受許可証の再交付の申請		第17条第 8 項
火薬類の運搬の届出		第19条第 1 項
火薬類運搬証明書の記載事項の変更の届出		第19条第 4 項
火薬類運搬証明書の再交付の申請		同上
猟銃用火薬類等の譲渡・譲受許可証の返納	火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）	第 2 条
火薬類運搬証明書の返納		第 3 条
猟銃用火薬類等の譲渡の許可の申請	猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号）	第 2 条
猟銃用火薬類等の譲受の許可の申請		第 3 条第 1 項
譲渡許可証等の継続記載欄の追加の届出		第 8 条
猟銃用火薬類等の輸入許可の申請		第 9 条第 1 項
猟銃用火薬類等輸入許可書の記載事項の変更の届出		第 9 条第 4 項
猟銃用火薬類等の輸入の届出		第10条
猟銃用火薬類等消費許可の申請		第11条第 1 項

猟銃用火薬類等の消費許可書の記載事項の変更の届出		第11条第 2 項
質屋営業の許可申請	質屋営業法（昭和25年法律第158号）	第 2 条第 1 項
営業所の移転又は管理者の設置若しくは変更の許可申請		第 4 条第 1 項
廃業、休業又は営業内容の変更の届出		第 4 条第 2 項
死亡の届出		第 4 条第 3 項
許可証の書換え申請		第 8 条第 2 項
許可証の亡失・盗難届出		第 8 条第 3 項
許可証の再交付申請		第 8 条第 4 項
許可証の返納		第 9 条
帳簿毀損、亡失等の届出		第14条第 2 項
休業期間延長の届出	質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号）	第 7 条第 2 項
再開の届出		第 7 条第 3 項
質物保管設備の変更届		第 9 条
質契約の終了行為者の承認申請	質屋営業法施行細則（平成27年沖縄県公安委員会規則第 9 号）	第15条第 1 項
契約の終了行為を行う場所の承認申請		同上
都道府県公安委員会に対する苦情の申出	警察法（昭和29年法律第162号）	第79条第 1 項
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の運搬に係る届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）	第59条第 5 項
核燃料物質等の運搬証明書の記載事項の変更等の届出		第59条第 9 項
核燃料物質等の運搬証明書の再交付の申請		第59条第10項
核燃料物質等の運搬に係る都道府県公安委員会への報告		第62条の 3

核燃料物質等の運搬証明書の返納	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）	第50条
放射性同位元素又は放射性汚染物の運搬に係る届出	放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）	第18条第5項
放射性同位元素又は放射性汚染物の運搬に係る都道府県公安委員会への報告		第31条の2
人命救助等の用途に供するため必要な銃砲の所持の許可を受けた者の監督の下に作業に従事する者の届出	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）	第3条第2項
教習射撃場等の使用人が業務のために銃砲刀剣類を所持する場合の届出		第3条第3項
武器等製造事業者等の使用人が業務のために拳銃部品を所持する場合の届出		第3条の2第2項
銃砲等又は刀剣類の所持許可の申請		第4条の2第1項及び第6条第1項
認知機能検査の受検の申込み		第4条の3第1項
講習修了証明書等の書換え申請		第5条の3第3項、第5条の3の2第3項、第5条の4第3項、第5条の5第3項、第9条の5第4項、第9条の10第3項、第9条の14第3項及び第9条の16第2項
講習修了証明書等の再交付の申請		同上
技能検定の受検の申請		第5条の4第3項
所持許可証の書換え申請		第7条第2項
所持許可証の再交付の申請		同上
猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の更新の申請		第7条の3第1項
所持許可証等の返納の届出		第8条第2項、第9条の5第3項、第9条の10第3項、第

		9 条の15第 2 項及び第 9 条の16第 2 項
所持許可証の記載事項の抹消の申請		第 8 条第 3 項
猟銃等販売事業者等による譲渡人の銃砲等所持許可証の返納		第 9 条第 3 項
教習射撃指導員の選任・解任の届出		第 9 条の 4 第 2 項
射撃教習資格の認定の申請		第 9 条の 5 第 2 項
教習用備付け銃等の届出		第 9 条の 6 第 2 項及び第 9 条の11第 2 項
教習用備付け銃等の変更の届出		同上
練習射撃指導員の選任・解任の届出		第 9 条の 9 第 2 項
射撃練習資格の認定の申請		第 9 条の10第 2 項
年少射撃資格の認定申請		第 9 条の13第 1 項
年少射撃資格認定証の書換え申請		第 9 条の13第 3 項
年少射撃資格認定証の再交付の申請		同上
クロスボウの射撃資格認定の申請		第 9 条の16第 1 項
保管業の事業廃止の届出		第10条の 8 第 4 項及び第10の 8 の 2 第 4 項
銃砲等又は刀剣類を発見又は拾得した旨の届出		第23条
期間延長の承認申請		第25条第 5 項
都道府県公安委員会に対する申出		第29条第 1 項
銃砲刀剣類製造等の届出	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則 (昭和33年総理府令第16号)	第 4 条第 1 項
銃砲刀剣類製造等届出書の記載事項変更の届出		第 4 条第 2 項

銃砲刀剣類製造等事業廃止の届出	第 4 条第 4 項
人命救助等に従事する者届出書の記載事項変更の届出	第 5 条第 3 項
使用人届出書の記載事項変更の届出	第 6 条第 3 項
推薦等の取消しの通知	第12条第 2 項
講習会の受講の申込み	第20条
技能講習の受講の申込み	第26条
許可期間の延長の申請	第30条
仮領置した銃砲若しくは刀剣類又は拳銃部品の返還の申請	第39条第 1 項及び第 2 項
仮領置書及び受領書の提出	第40条
射撃指導員の指定の申請	第43条
射撃指導員の氏名等の変更の届出	第46条第 1 項
射撃指導員指定書の再交付申請	第46条第 2 項
教習射撃場の指定の申請	第50条
教習射撃場指定申請書等の記載事項変更の届出	第54条及び68条
練習射撃場の指定の申請	第64条
年少射撃資格講習会の受講の申込み	第80条
保管業の届出	第90条第 1 項
保管業届出書の記載事項変更の届出	第90条第 2 項
保管書及び受領書の提出（法第13条の 3 第 2 項又は第 4 項の規定による返還）	第97条
準空気銃製造業等の届出	第100条第 1 項
準空気銃製造業等届出書の記載事	第100条第 2 項

項変更の届出		
準空気銃製造業等の廃止の届出		第100条第 4 項
輸出用模造拳銃の製造又は輸出業に係る業務のための所持の届出		第102条第 2 項
模造拳銃製造等届出書の記載事項変更の届出		第102条第 3 項
模造拳銃製造事業廃止の届出		第102条第 5 項
輸出用模擬銃器の製造又は輸出業に係る業務のための所持の届出		第103条第 2 項
模擬銃器製造等届出書の記載事項変更の届出		同上
模擬銃器製造事業廃止の届出		同上
保管書及び受領書の提出（法第24条の 2 第 6 項の規定による返還）		第106条
指定射撃場の指定の申請	指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号）	第10条
指定射撃場指定申請書の記載事項変更の届出		第13条
遠隔操作型小型車使用の届出	道路交通法（昭和35年法律第105号）	第15条の 3 第 1 項
安全運転管理者・副安全運転管理者に対する講習の申込み		第74条の 3 第 9 項
自動車使用制限標章の除去の申請		第75条第10項及び75条の 2 第 3 項
特定自動運行許可の申請		第75条の12第 2 項
特定自動運行計画変更許可の申請		第75条の16第 1 項
特定自動運行許可申請書記載事項変更の届出		第75条の16第 3 項及び第 4 項
道路使用許可の申請（警察用）		第78条第 2 項
運転免許の申請		第89条第 1 項
運転免許の条件の付与等の申請		第91条の 2 第 1 項

運転免許証の記載事項等の変更	第94条第 1 項
運転免許証の再交付の申請	第94条第 2 項
特定免許情報の記録の申請	第95条の 2 第 1 項
運転免許証の交付の申請	第95条の 2 第11項
自動車教習所の届出	第98条第 2 項
自動車教習所の指定の申請	第99条第 1 項
指定自動車教習所職員講習の申込み（技能検定員、教習指導員及び管理者補佐）	第99条の 4
基準該当初心運転者に係る再試験受験の申込み	第100条の 2 第 5 項
運転免許証又は免許情報記録の更新の申請	第101条第 1 項
運転免許証又は免許情報記録の特例更新の申請	第101条の 2 第 1 項
運転免許証又は免許情報記録の更新の経由申請	第101条の 2 の 2 第 1 項
医師の届出（自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病气）	第101条の 6 第 1 項
事案に関する意見の陳述及び有利な証拠の提出（運転免許の取消し、停止等）	第104条第 2 項
事案に関する意見の陳述及び有利な証拠の提出（再試験不受験に係る取消し）	第104条の 2 の 2 第 6 項
運転免許の取消しの申請	第104条の 4 第 1 項前段
他の種類の運転免許を受けたい旨の申出	第104条の 4 第 1 項後段
運転経歴証明書の交付	第105条の 2 第 1 項
運転経歴情報の記録の申請	第105条の 2 第 3 項

運転免許証の返納の届出		第106条の3第1項
免許情報記録の抹消の届出		第106条の4第1項
事案に関する意見の陳述及び有利な証拠の提出（国際運転免許証等に係る自動車等の運転禁止等）		第107条の5第4項
国外運転免許証の交付の申請		第107条の7第2項
地域交通安全活動推進委員協議会の意見の申出		第108条の30第3項
運転免許取得者等検査（運転技能検査同等方法）の認定の申請		第108条の32の2第1項
運転免許取得者等教育（高齢者講習同等課程以外）の認定の申請		同上
運転免許取得者等教育（高齢者講習同等課程）の認定の申請		同上
運転免許取得者等検査（認知機能検査同等方法）の認定の申請		同上
臨時適性検査を受けたい旨の申出	道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）	第37条の7第1号
納付書の交付申請		第52条第2項
納付書の再交付申請		第52条第5項
高齢運転者等標章の申請	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第6条の3の4第1項
高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出		第6条の3の5
高齢運転者等標章の再交付の申請		第6条の3の6
特定自動運行許可証の再交付申請		第9条の19項第2項
技能検査の申請		第18条の2の3第2項
限定解除審査の申請		第18条の5
指定された日時に受験できない旨の届出（運転免許試験）		第22条第3項
書類の交付の申出（認知機能検査）		第26条の3第2項

診断書その他の書類の提出（特定失効者等に係る認知機能検査）	第26条の4第3号
書類の交付の申出（運転技能検査）	第26条の5第6項
指定された日時に受験できない旨の届出（運転免許再試験）	第28条の2
診断書その他の書類の提出（認知機能検査等）	第29条の2の3第3号
診断書その他の書類の提出（臨時認知機能検査）	第29条の2の5第1項第4号
臨時認知機能検査を受けないことについてやむを得ない理由のあることを証するに足る書類の提出	第29条の2の5第4項
臨時高齢者講習を受けないことについてやむを得ない理由のあることを証するに足る書類の提出	第29条の2の6第4項
運転経歴証明書の記載事項の変更の届出	第30条の10第1項
運転経歴証明書の再交付の申請	第30条の11第1項
届出自動車教習所の廃止又は変更の届出	第31条の5第3項
自動車教習所の指定の申請	第35条
指定自動車教習所に係る指定申請書の記載事項の変更の届出	第36条
取消処分者講習の申出	第38条第2項第1号
初心運転者講習の申出	第38条第10項第1号
特定任意講習又は特定任意高齢者講習の終了証明書の交付の申出	第38条の2
初心運転者講習を受けないことについてやむを得ない理由のあることを証するに足る書類の提出	第38条の4第3項
違反者講習を受けないことについてやむを得ない理由のあることを	第38条の4の2第3項

証するに足る書類の提出		
若年運転者講習を受けないことについてやむを得ない理由のあることを証するに足る書類の提出		第38条の4の2の2第3項
指定講習機関に係る指定の申請	指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）	第2条第1項
指定講習機関に係る指定申請書の記載事項の変更の届出		第4条第1項
指定講習機関に係る指定申請書の添付書類の内容の変更の届出		第4条第3項
講習業務規定の認可及び変更の認可		第9条
講習結果報告書の提出（取消処分者講習・初心運転者講習・若年運転者講習）		第11条
指定講習機関に係る事業報告書及び収支決算書の提出		第13条
指定講習機関に係る講習の休廃止の許可の申請		第14条第1項
届出自動車教習所の教習課程に係る指定の申請	届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号）	第2条第1項
届出自動車教習所の教習課程に係る変更の届出		第4条
技能検定員審査の申請	技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）	第3条第1項
技能検定員審査合格証明書の再交付の申請		第5条第2項
技能検定員資格者証の交付の申請		第7条第2項
技能検定員資格者証の再交付の申請		第8条第1項
技能検定員資格者証の書換えの申請		第8条第2項
教習指導員審査の申請		第11条第1項
教習指導員審査合格証明書の再交		第13条第2項

付の申請		
教習指導員資格者証の交付の申請		第15条第2項
教習指導員資格者証の再交付の申請		第16条第1項
教習指導員資格者証の書換えの申請		同上
代理人に委任する旨を記載した書面の提出（意見の聴取又は弁明の機会の付与）	道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）	第5条第1項
代理人の資格喪失の届出（意見の聴取又は弁明の機会の付与）		第5条第2項
補佐人を出頭させようとするときの書面の提出（意見の聴取又は弁明の機会の付与）		第6条第1項本文
意見の聴取の期日及び場所の変更の申出（意見の聴取）		第8条第2項
弁明の日時及び場所の変更の申出（弁明の機会の付与）		第17条第2項
運転免許取得者等教育（高齢者講習同等課程）の指定の申請	運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）	第4条第2項第4号
運転免許取得者等教育に係る認定申請書の記載事項の変更の届出		第7条第1項
運転免許取得者等教育に係る認定申請書の添付書類の内容に変更があった旨の届出		第7条第3項
放置車両の確認等に関する事務の委託に係る登録の申請	確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）	第2条第1項
放置車両の確認等に関する事務の委託に係る登録の更新		第2条第3項
駐車監視員資格者講習受講の申込み		第7条第1項
駐車監視員資格者講習修了証明書の再交付の申請		第9条第2項

駐車監視員資格者講習修了者と同等以上であることの認定に係る申請		第10条第2項	
認定書の再交付申請		第10条第5項	
駐車監視員資格者証の交付の申請		第11条第1項	
駐車監視員資格者証の書換え交付の申請		第13条第1項	
駐車監視員資格者証の再交付の申請		第13条第2項	
特例教習課程に係る指定の申請	大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第4号）	第2条第1項	
特例教習課程に係る指定申請書の添付書類の内容に変更があった旨の届出		第4条第1項	
運転免許取得者等検査（認知機能検査同等方法）の指定の申請	運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）	第4条第1項第4号	
運転免許取得者等検査（運転技能検査同等方法）の指定の申請		第4条第2項第4号	
運転免許取得者等検査に係る認定申請書の記載事項の変更の届出		第8条第1項	
運転免許取得者等検査に係る認定申請書の添付書類の内容に変更があった旨の届出		第8条第3項	
軽自動車の保管場所の届出	自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）	第5条	
保管場所の変更の届出		第7条	
運送事業用自動車でなくなった場合における保管場所の届出		第13条第3項	
運送事業用自動車でなくなった場合における保管場所の変更の届出		第13条第4項	
駐車許可証の再交付申請	沖縄県道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号）	第7条第9項	
駐車許可証の記載事項の変更の届出		第7条第10項	
駐車禁止除外標章の申請		第8条第2項	

駐車禁止除外標章の再交付申請		第 8 条第 7 項
駐車禁止除外標章の記載事項の変更の届出		第 8 条第 8 項
自転車運転者講習等を終了した者であることを証明する書類の交付の申出	特定小型原動機付自転車講習及び自転車運転者講習の実施等に関する規則（令和 5 年沖縄県公安委員会規則第 9 号）	第 7 条第 1 項
自転車運転者講習等を終了した者であることを証明する書類の再交付の申出		第 7 条第 2 項
認定申請	警備業法（昭和47年法律第117号）	第 5 条第 1 項
認定の有効期間の更新申請		第 7 条第 1 項
変更の届出（主たる営業所の所在地の所轄警察署長を経由して提出するもの）		第11条第 1 項
変更の届出（主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域を管轄する公安委員会へ提出するもの）		第11条第 3 項
都道府県内廃止の届出		同上
届出書の提出（死亡、法人の解散・消滅）		第12条第 1 項
届出書の提出（本人）		第12条第 2 項
指導教育責任者資格者証の書換えの申請		第22条第 5 項
指導教育責任者資格者証の再交付の申請		第22条第 6 項
合格証明書の書換えの申請		第23条第 5 項
合格証明書の再交付の申請		同上
機械警備業務開始の届出		第40条
機械警備業務の廃止及び変更の届出		第41条

機械警備業務管理者資格者証の書換えの申請		第42条第3項
機械警備業務管理者資格者証の再交付の申請		第42条第3項
指導教育責任者資格者証の交付申請	警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）	第42条第1項
機械警備業務管理者資格者証の交付申請		第63条第1項
警備員指導教育責任者講習の受講申込み	警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）	第4条第1項
警備員指導教育責任者講習修了証明書の再交付の申請		第7条第2項
警備員現任指導教育責任者講習の受講申込み		第10条
機械警備業務管理者講習修了証明書の再交付の申請		第12条第2項
機械警備業務管理者講習の受講申込み		第13条の規定
検定の申請	警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）	第9条第1項
成績証明書の書換えの申請		第12条第1項
成績証明書の再交付の申請		第12条第2項
合格証明書の交付申請		第14条第1項
検定合格者審査の申請		附則第10条
犯罪被害者等給付金（遺族給付金・重症病給付金・障害給付金）の支給に関する裁定の申請	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）	第10条第1項
犯罪被害者等給付金に関する裁定のための調査への報告		第13条第1項
犯罪被害者等給付金の支給に係る損害賠償を受けた場合の届出	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号）	第19条

犯罪被害者等早期援助団体の指定の申請	犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）	第1条第1項
犯罪被害者等早期援助団体の名称等の変更の届出		第3条第1項
犯罪被害者等早期援助団体の事業規程又は情報管理規程の変更の承認申請		第3条第2項
犯罪被害者等早期援助団体の定款等の変更後の内容に係る書類の提出		第3条第4項
犯罪被害者等早期援助団体の事業計画書等の提出		第8条第1項
犯罪被害者等早期援助団体の事業報告書等の提出		第8条第2項
報告又は資料の提出		第8条第3項
犯罪被害者等早期援助団体の事業の廃止の届出		第10条第1項
犯罪被害者等早期援助団体の指定の取消しの申請		第10条第2項
代理人の資格証明（聴聞）	行政手続法（平成5年法律第88号）	第16条第3項
代理人の資格喪失の届出（聴聞）		第16条第4項
文書閲覧請求（聴聞）		第18条第1項
陳述書及び証拠書類等の提出（聴聞）		第21条第1項
聴聞調書閲覧請求		第24条第4項
弁明書の提出		第29条第1項
証拠書類等の提出（弁明）		第29条第2項
代理人の資格証明（弁明）		第31条
代理人の資格喪失の届出（弁明）		同上
行政指導が口頭でなされた場合の書面交付の求め		第35条第3項

行政指導の中止等の求めの申出書の提出		第36条の2第1項
処分等の求めの申出書の提出		第36条の3第1項
参加人の許可申請	聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）	第5条第1項
補佐人の許可申請		第6条第1項
当事者等の申出		第7条第2項
聴聞の期日又は場所の変更の申出		第9条第2項
弁明の日時又は場所の変更の申出		第24条第2項
特定物質を運搬する場合の届出	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）	第17条第1項
特定物質の運搬証明書の書換えの届出	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（平成7年政令第192号）	第3条の2
特定物質の運搬証明書の再交付の申請		第3条の3
特定物質の運搬証明書の返納		第3条の4
一種病原体等、二種病原体等又は三種病原体等の運搬の届出	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）	第56条の27第1項
一種病原体等、二種病原体等又は三種病原体等の運搬証明書の書換えの届出	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）	第21条
一種病原体等、二種病原体等又は三種病原体等の運搬証明書の再交付の申請		第22条
一種病原体等、二種病原体等又は三種病原体等の運搬証明書の返納		第23条
都道府県公安委員会による援助を受けたい旨の申出	不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）	第9条第1項
自動車運転代行業の認定の申請	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	第5条第1項
自動車運転代行業の廃業の届出		第9条第1項及び第2項

インターネット異性紹介事業の開始の届出	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）	第 7 条第 1 項
インターネット異性紹介事業の廃止又は変更の届出		第 7 条第 2 項
探偵業の開始の届出	探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）	第 4 条第 1 項
探偵業の廃止又は変更届		第 4 条第 2 項
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する裁定の申請	オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）	第 6 条第 1 項
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金に関する裁定のための調査への報告		第 8 条第 1 項及び第 2 項
参加人の参加の求め	行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第13条第 1 項
審査請求人の地位の承継の届出		第15条第 3 項
審査請求書の提出		第19条第 1 項
誤って教示しなかった場合における再調査の請求があった場合の、請求人からの審査請求と見なすことを求める申立て		第22条第 4 項
執行停止の申立て		第25条第 2 項及び第 3 項
審査請求の取下げ		第27条第 1 項
反論書の提出		第30条第 1 項
意見書の提出		第30条第 2 項
審査請求人等による口頭での意見陳述の機会付与の申立て		第31条第 1 項
証拠書類等の提出（審査請求）		第32条第 1 項
物件の提出要求の申立て		第33条
参考人の陳述等要求の申立て		第34条
検証の申立て		第35条第 1 項

質問の申立て	第36条
提出書類等の閲覧等の求め	第38条第 1 項
再調査の請求における参加人の参加の求め	第61条
再調査の請求における審査請求人の地位の承継の届出	同上
再調査の請求における審査請求書の提出	同上
再調査の請求における執行停止の申立て	同上
再調査の請求における審査請求の取下げ	同上
再調査の請求における審査請求人等による口頭での意見陳述の機会付与の申立て	同上
再調査の請求における証拠書類等の提出	同上
再審査請求における参加人の参加の求め	第66条
再審査請求における審査請求人の地位の承継の届出	同上
再審査請求における審査請求書の提出	同上
再審査請求における執行停止の申立て	同上
再審査請求における審査請求の取下げ	同上
再審査請求における意見書の提出	同上
再審査請求における審査請求人等による口頭での意見陳述の機会付与の申立て	同上
再審査請求における証拠書類等の提出	同上

再審査請求における物件の提出要求の申立て		同上
再審査請求における参考人の陳述等要求の申立て		同上
再審査請求における検証の申立て		同上
再審査請求における提出書類等の閲覧等の求め		同上
利害関係人による不服申立てをすべき行政庁等の教示の求め		第82条第2項
教示をしなかった場合の不服申立書の提出		第83条第1項
情報の提供の求め		第84条
代表者等の資格の証明	行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）	第3条第1項
代表者等の資格喪失の届出		第3条第2項
手数料の減免の求め		第13条第2項
再調査の請求における代表者等の資格の証明		第18条
再調査の請求における代表者等の資格の喪失の届出		同上
再審査請求における代表者等の資格の証明		第19条第1項
再審査請求における代表者等の資格の喪失の届出		同上
再審査請求における手数料の減免の求め		同上
国外犯罪被害弔慰金等（国外犯罪被害弔慰金・国外犯罪被害障害見舞金）の支給に関する裁定の申請	国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）	第9条第1項
国外犯罪被害弔慰金等に関する裁定のための調査への報告		第13条第1項及び第2項
規制除外車両の確認に係る申出	災害対策基本法施行令（昭和37年政	第33条

	令第288号)	
規制除外車両の事前届出		同上
規制除外車両の届出済証の再交付に係る申出		同上
緊急通行車両の確認に係る申出 (災害発生後)	災害対策基本法施行規則（昭和37年 総理府令第52号）	第 6 条第 1 項
緊急通行車両の確認に係る申出 (災害発生前)		同上
緊急通行車両の標章及び証明書の 記載事項変更に係る届出		第 6 条の 3 第 1 項
緊急通行車両の標章及び証明書の 再交付に係る申出		第 6 条の 4 第 1 項
緊急通行車両の確認に係る申出 (原子力緊急事態宣言後)	原子力災害対策特別措置法施行令 (平成12年政令第195号)	第 8 条第 1 項及び第 2 項
緊急通行車両の確認に係る申出 (原子力緊急事態宣言前)		同上
緊急通行車両の標章及び証明書の 記載事項変更に係る届出		同上
緊急通行車両の標章及び証明書の 再交付に係る申出		同上
規制除外車両の確認に係る申出		同上
規制除外車両の事前届出		同上
規制除外車両の届出済証の再交付 に係る申出		同上
緊急通行車両の確認に係る申出 (国民の保護のための措置の実施 後)	武力攻撃事態等における国民の保護 のための措置に関する法律施行令 (平成16年政令第275号)	第39条
緊急通行車両の確認に係る申出 (国民の保護のための措置の実施 前)		同上
緊急通行車両の標章及び証明書の 記載事項変更に係る届出		同上
緊急通行車両の標章及び証明書の		同上

再交付に係る申出		
規制除外車両の確認に係る申出		同上
規制除外車両の事前届出		同上
規制除外車両の届出済証の再交付に係る申出		同上
緊急輸送車両の確認に係る申出 (警戒宣言後)	大規模地震対策特別措置法施行規則 (昭和54年総理府令第38号)	第6条第1項
緊急輸送車両の確認に係る申出 (警戒宣言前)		同上
緊急輸送車両の標章及び証明書の 記載事項変更に係る届出		第6条の3第1項
緊急輸送車両の標章及び証明書の 再交付に係る申出		第6条の4第1項
責任者講習受講申込書の提出	暴力団員による不当な行為の防止等 に関する法律施行規則（平成3年国 家公安委員会規則第4号）	第19条第2項
住所の移転に関する届出	ストーカー行為等の規制等に関する 法律施行規則（平成12年国家公安委 員会規則第18号）	第6条
代理人の資格証明	ストーカー行為等の規制等に関する 法律の規定に基づく意見の聴取の実 施に関する規則（平成12年国家公安 委員会規則第19号）	第3条第1項
代理人の資格喪失の届出		第3条第2項
利害関係者の参加許可の申請		第4条第1項
補佐人の出頭許可の申請		第5条第1項
参考人の出頭の申出		第6条第2項
意見の聴取の期日又は場所の変更 の申出		第8条第2項
文書等の閲覧請求		第9条第1項
証拠書類等の提出（ストーカー規 制法）		第10条第1項
陳述書の提出（ストーカー規制 法）		第13条

意見の聴取調書等の閲覧請求		第18条第 1 項
療養給付、障害給付一時金、介護給付、遺族給付一時金、葬祭給付、未支給の給付及び休業給付の請求	警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令(昭和47年沖縄県警察本部訓令第78号)	第 5 条第 1 項
傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金の請求		第 7 条第 1 項
給付を受け取る金融機関の届出		第 7 条の 2 第 1 項
届出に係る金融機関の変更の届出		第 7 条の 2 第 2 項
年金証書再交付請求		第 8 条第 3 項
傷病給付変更請求書及び障害給付変更請求書の提出		第 9 条第 2 項
障害給付年金差額一時金、障害給付年金前払一時金及び遺族給付年金前払一時金の請求		第12条第 1 項
遺族給付年金の受領に関する代表者の選任及び解任の届出		第14条第 2 項
遺族給付年金支給停止申請		第15条第 1 項
遺族給付年金支給停止解除申請		第15条第 2 項
遺族の現状報告		第16条第 1 項
療養障害の現状報告		第16条の 2 第 1 項
年金給付を受けている者の氏名等の変更に関する届出		第17条第 1 項
年金給付を受ける権利を有する者が死亡した場合の届出		第17条第 2 項
常時介護を要する状態又は随時介護を要する状態のいずれにも該当しなくなった場合の届出		第17条の 2 第 1 項
更正決定の申請		第19条第 1 項

2 使用を開始する日
令和 7 年12月15日

沖縄県公安委員会告示第240号

沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和 7 年沖縄県公安委員会規則第15号）第 4 条第 1 項及び第 7 条第 1 項に規定する公安委員会が定める技術的基準、第 4 条第 2 項に規定する公安委員会が定める入力、同条第 3 項ただし書に規定する公安委員会の指定する当該申請等を行ったものを確認するための措置、第 5 条に規定する公安委員会が定める措置、第 8 条第 2 号に規定する公安委員会が定めるところにより行う届出及び第 6 条第 1 項の規定に該当する場合における書面等への数字等の表示を次のように定め、令和 7 年12月15日から施行する。

令和 7 年12月12日

沖縄県公安委員会

- 規則第 4 条第 1 項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。
- 規則第 4 条第 2 項の規定により、申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読取装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該申請等を行うものが、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならないものとする。
- 規則第 4 条第 3 項ただし書に規定する公安委員会の指定する当該申請等を行ったものを確認するための措置及び第 5 条に規定する公安委員会が定める措置は、公安委員会が指定する申請等ごとに、公安委員会により付された識別符号及び暗証符号を入力する措置その他の当該申請等の性質に照らして適切な措置としてそれぞれ公安委員会が指定する措置とする。
- 規則第 7 条第 1 項に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、同項に規定する公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。
- 規則第 8 条第 2 号に規定する公安委員会が定めるところにより行う届出は、申請等を行うものの使用に係る電子計算機から入力し、申請等を行う方法により行うものとする。
- 規則第 6 条第 1 項に規定する場合において規則第 4 条第 1 項及び第 2 項に規定する申請等を行うものが書面等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分に限る。）を提出しようとするときは、公安委員会が指定する文字、数字又は記号その他の符号を明らかにしなければならないものとする。

沖縄県公安委員会告示第241号

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成 5 年沖縄県条例第29号）第23条第 1 項の規定により、安全対策優良海域レジャー提供業者を次のとおり指定したので、同条第 6 項の規定により告示する。

令和 7 年12月12日

沖縄県公安委員会

業種	事業所名	業者名	指定期間
プレジャー ボート提供業	マリクラブナギ	株式会社ナギ （代表取締役）稲村雅司	令和 7 年10月 9 日から 令和 8 年10月 8 日まで
	エコツアーブカプカ	エコツアーブカプカ （代表者）藤元康匡	令和 7 年10月17日から 令和 8 年10月16日まで
潜水業	マリクラブナギ	株式会社ナギ （代表取締役）稲村雅司	令和 7 年10月 9 日から 令和 8 年10月 8 日まで
	ダイビングショップ和	株式会社和 （代表取締役）長井和也	同上
	M a l D i v e	株式会社 C o o l b a n a n a （代表取締役）フセイン・ナビ	令和 7 年10月17日から 令和 8 年10月16日まで

スノーケリング業	マリクラブナギ	株式会社ナギ (代表取締役) 稲村雅司	令和 7 年10月 9 日から 令和 8 年10月 8 日まで
	ダイビングショップ和	株式会社和 (代表取締役) 長井和也	同上
	M a l D i v e	株式会社C o o l b a n a n a (代表取締役) フセイン・ナビ	令和 7 年10月17日から 令和 8 年10月16日まで

沖縄県警察本部告示第 6 号

沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和 7 年沖縄県公安委員会規則第15号）第 4 条第 2 項に規定する警察本部長が定める入力、同条第 3 項ただし書に規定する警察本部長の指定する当該申請等を行ったものを確認するための措置、第 5 条に規定する警察本部長が定める措置、第 8 条第 2 号に規定する警察本部長が定めるところにより行う届出及び第 6 条第 1 項の規定に該当する場合における書面等への数字等の表示を次のように定め、令和 7 年12月15日から施行する。

令和 7 年12月12日

沖縄県警察本部長 小 堀 龍 一 郎

- 規則第 4 条第 2 項の規定により、申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読取装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該申請等を行うものが、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならないものとする。
- 規則第 4 条第 3 項ただし書に規定する警察本部長の指定する当該申請等を行ったものを確認するための措置及び第 5 条に規定する警察本部長が定める措置は、警察本部長が指定する申請等ごとに、警察本部長により付された識別符号及び暗証符号を入力する措置その他の当該申請等の性質に照らして適切な措置としてそれぞれ警察本部長が指定する措置とする。
- 規則第 8 条第 2 号に規定する警察本部長が定めるところにより行う届出は、申請等を行うものの使用に係る電子計算機から入力し、申請等を行う方法により行うものとする。
- 規則第 6 条第 1 項に規定する場合において規則第 4 条第 1 項及び第 2 項に規定する申請等を行うものが書面等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分に限る。）を提出しようとするときは、警察本部長が指定する文字、数字又は記号その他の符号を明らかにしなければならないものとする。

沖縄県警察本部告示第 7 号

沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第 4 条第 1 項に規定する沖縄県警察本部長が定める技術的基準、同項に規定する沖縄県警察本部長が必要と認める事項、同条第 7 項ただし書に規定する措置及び同規則第 7 条第 1 項第 2 号に規定する措置並びに同規則第 9 条の規定により定める同規則第 8 条の規定に該当する場合における書面等への番号等の表示（令和 3 年沖縄県警察本部告示第 1 号）を廃止し、令和 7 年12月15日から施行する。

令和 7 年12月12日

沖縄県警察本部長 小 堀 龍 一 郎

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地 1